

平成 1 9 年度
新和田トンネル有料道路
I T V 設備改修設計業務委託

特 記 仕 様 書

平成 1 9 年 月

長 野 県 道 路 公 社

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、新和田トンネル有料道路におけるI T V・拡声放送設備改修設計業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

2 適用規格基準等

本業務は、本仕様書の他、下記規格及び基準等に準拠して履行するものとする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 土木工事標準仕様書 | 長野県 |
| (2) 建築工事標準仕様書 | 〃 |
| (3) 鉄筋コンクリート標準仕様書 | 日本土木学会 |
| (4) 建築工事共通仕様書 | 国交省 |
| (5) 電気工事標準仕様書 | 〃 |
| (6) 電気設備技術基準 | 経産省 |
| (7) 内 線 規 定 | 日本電気協会 |
| (8) 中部電力工事基準 | 中部電力株式会社 |
| (9) 電力供給規定 | 〃 |
| (10) 国際電気通信連合電気通信標準化勧告 | (I T V - T 勧告) |
| (11) 日本工業規格 | (J I S) |
| (12) 日本電気工業会標準規格 | (J E M) |
| (13) 電気規格調査会標準規格 | (J E C) |
| (14) 電気用品取締法 | |
| (15) その他関係法規および基準等 | |

3 業務内容

本業務は、新和田トンネル有料道路を通過する車両の安全性、快適性を確保するため、土屋大橋付近・新和田トンネル和田側及び諏訪側のＩＴＶ・拡声放送設備について、更新計画を行うものとし、特に、土屋大橋とトンネル諏訪側のＩＴＶ設備は、既設位置の変更を実施するものとする。従って本設計においては、機器の選定、配置及び改修更新に関する詳細設計を行うものとする。

4 打合せ等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、業務の内容について疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録に残し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務着手時はもちろん、業務実施途中においても随時打合せを行うものとし、その結果について記録するとともに相互に確認するものとする。

5 資料等の貸与

本業務実施に必要な資料は相互に打合せの上、貸与するものとする。

第2章 設 計

1 設計内容

本業務は、下記に示す検討項目について最新の技術水準で設計するものとする。
この場合、特定のメーカーに偏った内容とならないことはもちろん、経済的に十分配慮したものとすること。また、本設計は、I T V・拡声放送の改修更新計画であることより、既設I T V監視制御装置との関連を十分に考慮した上で、改修設計を行うものとする。

(1) I T V設備改修設計

- A) カメラ・拡声放送配置の設計
- B) 支柱及び基礎の設計
- C) 制御、伝送機器の配置設計
- D) 各種機器仕様の設計
- E) 制御方式の設計
- F) 伝送方式の設計
- G) 通信線路の設計

2 設計条件

(1) 設計場所

- 1) I T Vカメラ・拡声放送.....土屋大橋付近 1台
新和田トンネル和田側 1台
新和田トンネル諏訪側 1台
拡声放送 わらび平駐車場
- 2) 監視制御装置.....新和田トンネル有料道路管理事務所

3 現地調査

受託者は、本業務着手前に現地調査を実施し、必要な事項の調査を行うものとする。
なお、通信線路については、既設通信線路を十分に現地調査行った上で、特にケーブルの引き替えが可能な状況となっているか、不可能な場合はその対策を含めて更新計画を実施するものとする。

第3章 成果品

1 成果品の種類と形状

前各項の設計段階に応じて設計図はA 1版とし、設計報告書、設計計算書、数量計算書、工費概算書、積算根拠書及び仕様書はA 4版、又はA 3版で作成するものとする。

2 成果品の提出部数

(1) 設計図

1) 原図（マイラー原紙鉛筆仕上げ）	1 部
2) 青焼製本（原図の大きさのまま）	3 部
3) 縮小図白焼製本（A 3版）	3 部

(2) 設計報告書等

- 1) 設計報告書
- 2) 設計計算書
- 3) 数量計算書
- 4) 工費概算書
- 5) 積算根拠書
- 6) 仕様書

等以上について

A) 原図（白コピー）	各 1 部
B) 白焼製本	各 3 部
(3) 電子ファイル	一式

以 上